

## 改善策に向けた論点（案）

- 委員の発言
- ヒアリング結果等
- ★判明している事実

公文書管理法においては、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められているものの、議事録又は議事概要の作成が一律に求められているものではなく、また、事後に作成することも許容されている。

したがって、会議等の議事録又は議事概要が作成されていないことをもって直ちに公文書管理法に違反するということにはならないが、東日本大震災が我が国にとって未曾有の国難であり、国民の関心や社会的影響が大きな事案であることを踏まえれば、東日本大震災に対応するために設置された各会議等において、より積極的な議事内容の記録作成を行うことが望ましかったと考えられる。

- 今回の結果について、公文書管理法との関係を整理すべき。

### 1 震災時の会議等における記録の作成について

(1) ①震災時の会議等の記録の作成については、必要な事項を、各分野において、あらかじめ定めることについてどう考えるか。

- 震災対応のマニュアル等を、公文書管理法の趣旨に沿って、見直すべきではないか。
- ★ 「原子力災害対策マニュアル」においては、原子力安全・保安院が原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等）を行うこととされていたが、議事録作成は行われなかった。
  - ☆原子力災害対策マニュアル（抜粋）
    - (1)総括班
      - 原子力災害対策本部
        - 総括グループ
          - ・原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等）
- ★ 緊急災害対策本部事務局業務マニュアルでは、「活動記録の作成については緊急災害対策本部事務局が行う」と記載され、緊急災害対策本部情報（とりまとめ報）が作成されていた。
  - ☆緊急災害対策本部事務局業務マニュアル【大規模震災対応編】総括版（抜粋）
    - 3. 緊急災害対策本部事務局
      - 3) 所掌事務
        - 事務局は、～（中略）～、緊急災害対策本部の活動記録の作成その他緊急災害対策本部の活動に必要な事務を行うものとする。

(1) ②震災時には会議等の記録作成が事後となることはやむを得ないとしても、事後作成の期限の目安を設けることとするか。その場合の期限の程度。

- 事後の議事概要の整備について、期限の目安としては1年程度がいいのではないかと。

※ 録音については、外国の状況も踏まえて検討するかどうか。

(1) ③記録を事後に作成する場合、作成したかどうかを確認する体制が必要かどうか。

- 全省統一の「文書管理点検月間」は、情報公開法を踏まえて平成13年から継続しているもので、内容については、例えば議事録まで作成されているかまでは確認していない。(原子力災害対策本部ヒアリング)

(2) 記録の作成の責任体制についてどう考えるか。

- 発災当初の本部会合は、内閣官房が運営を担っていると、原子力安全・保安院は受け取っていた。(略) 原子力安全・保安院が運営事務局として議事録作成等を行う自覚がなかった。(原子力災害対策本部ヒアリング)
- 原子力災害対策本部は、官邸で開催されていたが、事務局である原子力安全・保安院が官邸で行われる会議の準備に不慣れであったため、安全保障会議等の開催実績があり、座席表やネームプレートの作成に慣れていた内閣官房(安全保障・危機管理室)が、その手伝いをしていたにすぎない。会議の中身そのものについては、原子力安全・保安院の担当であり、内閣官房(安全保障・危機管理室)は担当していない。(緊急参集チームヒアリング)

(3) 記録の作成に関する訓練についてどう考えるか。

- 毎年1回、原子力の総合防災訓練を官邸での本部の訓練も含めて行っていたが、シナリオ型の訓練であったため、議事録を実際に作る訓練が含まれていなかった。(原子力災害対策本部ヒアリング)

## **2 会議等における記録作成の運用、体制等について**

(1) 会議等の議事内容の記録の作成に関し、一定の運用上の基準を設ける必要があるかどうか。仮に設ける場合には、その対象、内容等についてどう考えるか。

- 緊急災害対策本部が作成する緊急災害対策本部報は、情報集約のよい取組であり、重要な記録になっている。

★決定又は了解がされない会議など、多様な会議の存在。

(2) 各会議等ごとに、記録の作成に必要な事項を、あらかじめ定めることについてどう考えるか。

- ★今回議事録・議事概要の一部又は全部が未作成であった5会議等のうち、当該会議の運営要領等において、記録の作成について定めていた会議等はなかった。
- 記録を作成するシステムの構築が重要なのではないか。

(3) 「行政文書の管理に関するガイドライン」の記載についてどう考えるか。

- 『「行政文書の管理に関するガイドライン」に議事概要、議事録の記載がなかったから作成しなかった』というわけではない。(原子力災害対策本部ヒアリング)
- 公文書に関する重要性は認識していたが、ガイドラインにおいて議事録の作成が明記されていないこともあり、議事録については認識をしていなかった。(政府・東京電力統合対策室ヒアリング)

**3 公文書管理法の周知について**

(1) 会議等の議事内容の記録作成についての意識の向上が必要かどうか。

- 原子力災害対策本部は状況を閣僚の間で共有する場として受け止められていたため、記録をとらなければならないという基本的な意識が希薄なところがあった。(原子力災害対策本部ヒアリング)

(2) 個別の事例に即した研修が必要かどうか。

- どういう活動を行ってきたのか等の記録は残しているが、本部の議事録・議事概要まで残すという認識が不足していた。(原子力災害対策本部ヒアリング)